

海外農林業協力 NGO 等活動促進事業費（継続）

1 要求理由

平成15年8月に閣議決定された新 ODA 大綱や、平成17年2月に策定された ODA 中期政策においては、国民参加型援助の拡大や、NGO の ODA への参加の重要性が提示されており、我が国の国際協力の中で、NGO の役割は益々重視されてきている。

しかしながら、農林業分野における我が国の国際協力 NGO は、発展段階に差があり、技術面や組織面において課題を抱えている NGO も多い。

このため、NGO が自ら行うことが困難な、人材養成・研修、分野別ワークショップや現地技術交流会での国内外の相互の情報交換、専門家の派遣への支援等を行うことで NGO の技術面での能力向上を支援し、もって、農林業協力活動を推進・充実させる必要がある。

2 事業内容

(1) 人材養成・研修事業

① NGO スタッフの養成

経験の浅い NGO スタッフや、特定の課題に関して技術や知識の習得を必要とする NGO スタッフを対象に、先導的な NGO のスタッフや技術的な知見を有する専門家を講師とする研修を行い、人材を養成する。

②内外 NGO 同士の技術交流

有機農業等特定の分野につき国内ワークショップを開催し、当該分野における国際協力 NGO 同士や、国内を対象に活動している NGO との交流の促進を図る。

また、開発途上国現地での技術交流会において、当該国や周辺国等他の地域で類似の活動を行う我が国 NGO 同士や海外 NGO との交流の促進を図る。

(2) 専門家派遣支援事業

活動内容の事前の調査や実際の活動現場（途上国）及び受入研修（国内）に、NGO が確保困難な専門家を派遣し、NGO による活動の内容充実を図る。

(3) 評価検討事業

本事業により支援を受けた NGO の活動状況のモニタリングを行うとともに、有識者等による事業成果の評価検討委員会を開催して事業全体の評価を行い、当該事業の今後の実施方策や、農林業協力 NGO への支援方策を検討する。

(4) 情報発信・普及啓発事業

NGO による農林業協力・支援の基盤・ネットワークを拡大するため、インターネット及び情報誌による情報発信を行う。

3 交付先 民間団体等

4 事業実施主体 民間団体等

5 事業実施期間 平成18年度～平成22年度

6 補助率 定額、3/4、2/3、1/2

7 平成21年度概算決定額 32,200(46,000)千円

【大臣官房国際部国際協力課】